

加入資格確認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称
(代表者氏名)

印

下記のとおり第 ブロック自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示22第1号に基づき加入資格の確認を申請します。

記

- 1 法人の種類及び根拠法令：

- 2 構成人員の事業種類：

- 3 添 付 書 類：

添付書類

- 1 法人格をもつ団体であることを証する書類
- 2 事業者の構成人員を明らかにする名簿等
- 3 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- 4 添付書類の1から3までのほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

浮魚礁敷設承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

（代表者氏名）

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので沖縄海区漁業調整委員会指示22第1号に基づき申請します。

記

- 1 承認を受けようとする浮魚礁の敷設位置：北緯 度 分・東経 度 分
- 2 自主調整協議会で協議が調った位置：北緯 度 分・東経 度 分
- 3 浮魚礁の種類：表層・中層・（ ）
- 4 浮魚礁の主な利用目的：漁業用
- 5 浮魚礁の敷設期間：周年・月～月

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

- 1 承認番号：沖調U22第
- 2 承認期間：平成 年 月 日から平成23年3月31日まで
- 3 制限又は条件：
 - (1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。
 - (2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。
 - (3) 承認証の内容及び承認の制限又は条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長

注 世界測地系による緯度及び経度を記載した位置図、浮魚礁の構造を示す書類を添付すること。ただし、敷設の再承認の申請においては、位置図及び構造図の添付を省略できるものとする。

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 敷設位置：北緯 東経
(世界測地系)
- 2 共同漁業権：共同第 号
- 3 浮魚礁の種類：
- 4 敷設年月日： 年 月 日

浮魚礁敷設承認証返納届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称
(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁の敷設承認証を返納します。

記

承認番号	理由

海上作業届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称
(代表者氏名)

印

次のとおり海上作業を行いますので、届け出ます。

1 承認番号:

2 作業の種類:

3 作業の期間: 年 月 日から 年 月 日まで

4 作業場所:

5 実施内容:

6 漁具標識の種類、方法:

7 安全対策:

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称
(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 承認番号： 号
- 2 承認年月日： 年 月 日
- 3 敷設年月日： 年 月 日
- 4 敷設位置： 北緯 東経
(世界測地系)

浮魚礁流失届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称
(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1 承認番号: 号

2 承認年月日: 年 月 日

3 流失確認年月日: 年 月 日

4 敷設位置: 北緯 東経
(世界測地系)

注 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。

承認旗等設定届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称
(代表者氏名)

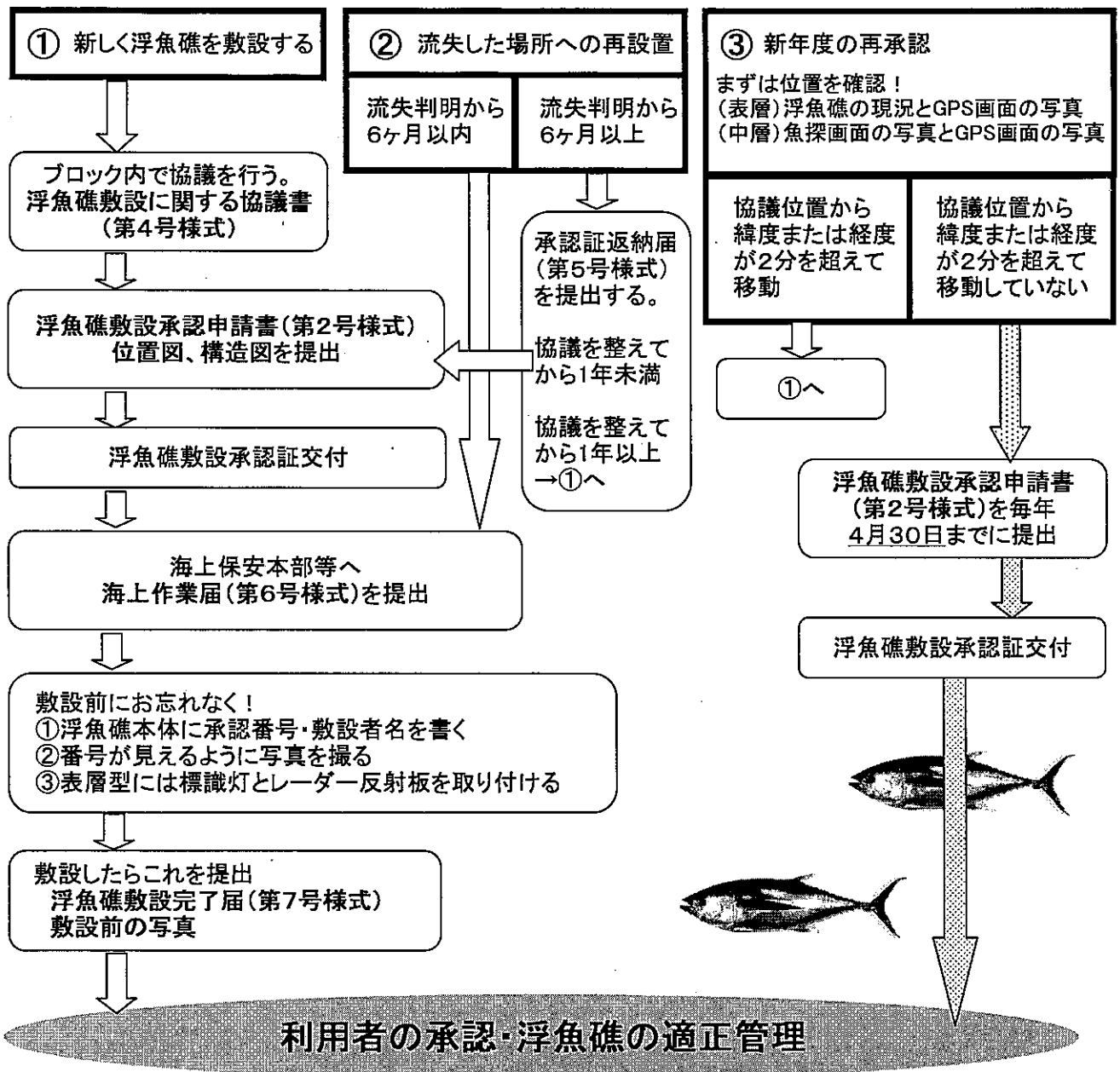
印

記

- 1 承認番号： 号
- 2 承認年月日： 年 月 日
- 3 敷設年月日： 年 月 日
- 4 敷設位置：北緯 東経
(世界測地系)
- 5 承認旗等の様式：

注 承認旗等の様式を添付すること。

浮魚礁の敷設に関する手続き(H22版)



承認を受けた場所と異なる場所に敷設する

協議位置から緯度または経度が2分を超える場合は承認証返納届(第5号様式)を提出

再度①へ

承認を受けたが敷設しないことになった

承認証返納届(第5号様式)を委員会に提出

浮魚礁が移動した!

協議位置から緯度または経度が2分を超えた位置に移動している場合は、承認証返納届(第5号様式)を委員会に提出

再度①へ

浮魚礁が流失した!

すぐに、流失届(第8号様式)と浮魚礁の写真を委員会と海上保安本部等に提出

②へ

その他のルール

- ★敷設の承認日または流失判明日から6ヶ月以上敷設しないと、承認が取り消されます。
- ★協議を整えてから1年以上敷設しないと、協議が無効になります。
- ★表層浮魚礁に取り付けた標識灯やレーダー反射板は、常時保守点検を行って下さい。